

阿蘇広域行政事務組合公告第3号

令和7年2月25日

令和6年12月組合議会定例会の一般質問について次のとおり公表します。

順番	議員氏名	質問事項	要旨
1	北里 桂一 (南小国町)	1. 阿蘇郡市での防災士の育成講座は出来ないのか	近年災害も多様化している、現在阿蘇市では防災士連絡協議会が結成されました。 近隣市町村では、単体では受講人数を集めるのは難しいと思われるので、阿蘇郡市7市町村合同の防災士養成講座を広域行政組合で行えないか。 各市町村では、自治体で自主防災組織が設立されているが、防災に対する意識向上の為にも必要であると思うが。

質問、答弁の内容

1. 阿蘇郡市での防災士の養成講座は出来ないのか

○議員

8 番、北里でございます。それでは、通告に基づき質問をさせていただきます。

現在、現役の私も、現役の消防団員であります。今後の防災活動において必要であると思っておりますので、質問をさせていただきます。

現在、災害が多様化した現在、皆様も御承知のことと思いますが、人口減少に伴う全国の消防団員 210 万人の消防団員が 140 万人に減少、熊本県においても 16%減少し、約 3 万 4,000 人が 2 万 8,000 人と減少傾向にあると思います。阿蘇郡市においても、同様の現象が起こっているのではないのでしょうか。消防職員においても、当時は 5 人採用のときでも、20~30 人の受験者がいたように思いますが、近年受験者の数も減少し、退職者も多く、定員ギリギリにあると思います。阿蘇郡市において林野火災や家屋火災、水害等も現在多く発生しているのではないのでしょうか。

このような観点からも、防災意識の高揚を消防団、消防関係者もそうですが、地域住民にも図っていかねばならないと思います。防災意識の高揚により、災害も減少し関係者の負担も軽減されるのではないのでしょうか。

本年度 2 月に総務大臣より消防団員に向けてのメッセージがありました。消防団の皆様の思い入れに寄り添い、やりがい高め、負担を軽減する対策を今後講じていく必要がある。デジタル技術活用や機能別分団制度により、消防団活動の負担軽減を図るとありました。国としても、現政権において、来年には、本日の新聞にも載っておりますが、防災省も発足の予定であります。

そこで、5~6 年ほど前から防災士の養成講座や研修会等に取り組んでいる自治体があります。独自に防災士養成講座を開催するには、日本防災士機構の認証が必要となってまいります。この機構のガイドラインに則したカリキュラムであることや、充実した予防指針、中でも 50 人以上の受講者を確保することです。

県内自治体では、荒尾市、長洲町、大津町、御船町、甲佐町が認証機関となっております。一番近い大津町では、菊池市、合志市、菊陽町、大津町、ここでは菊池郡市防災塾として合同開催を行っております。阿蘇市におきまして、本年 5 月 31 日だったですか、防災士連絡協議会が発足をされました。メンバーの半数以上が、今後防災士の資格を受験する必要があるということでございます。

これを機に、広域行政組合におきまして、養成講座や研修会を開催することができないのか、お尋ねいたします。

●執行部（管理者）

ただ今、北里議員からの阿蘇郡市での防災士養成講座実施に関する件について、質問がありました。

近年、全国各地で災害が発生し多様化している現在、地域の防災力の担い手となる防災士の重要性は認識をしているところであります。熊本県

では県の危機管理防災課が火の国ぼうさい塾という防災士養成研修講座を毎年開催しておりまして、今年度は令和 7 年 1 月に芦北町、そして 2 月には御船町で開催する予定であります。阿蘇地域においては、令和 4 年の 8 月に阿蘇市において第 20 回火の国ぼうさい塾が開催されております。

御質問の阿蘇郡市 7 市町村合同の防災士養成講座を事務組合で行えないかということではありますが、防災士を養成する手順も踏まえて、改めて消防本部の警防課長、矢野より説明をさせていただきます。

よろしくお願いします。

●執行部（消防本部警防課長）

消防本部警防課長の矢野と申します。北里議員からの御質問に対しまして、答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

防災士の養成について、まずは御質問いただいたことに感謝申し上げます。私自身も、防災士制度を認識していたつもりではおりますが、恥ずかしながら、今回の御質問を受け、養成研修機関のことや防災士申請までの流れについて、関係機関に問合せをし、勉強をさせていただきました。

皆様も御存じのとおり、防災士誕生のきっかけが、平成 7 年の阪神淡路大震災におきまして、約 8 割の方が家屋の倒壊や家具の下敷きになりまして、地域の方々に助け出されたという経緯からでございます。我々は熊本地震を経験しております。各地、道路が寸断された中、救助・救急要請がかかったにもかかわらず、現場までたどり着けず、地元消防団の方や地域の皆様が協力して救出したという消防無線を幾つも経験しております。

現在、阿蘇消防は限られた消防力の中で、地元消防団の方々、関係各機関の皆様と連携・連絡を密にとりまして、火災などの対応を行っております。この場をお借りしまして、御協力に感謝申し上げます。

それでは、防災士を要請する手順を簡潔にお伝えしたいと思います。防災士を取得するには、一般的な方法と消防、警察、自衛官の現職または O B の方などが特例制度を使って取得する 2 つの方法がございます。ここでは、防災士になるための一般的な方法を御説明いたします。

先ほども北里議員のほうからお話がありました日本防災士機構が認証した研修機関が実施する日本防災士養成研修講座を受講していただきます。この講座は、3 日間の日程で開催され、そのカリキュラムの中に含まれる救急救命講習、これは消防署が担っておりますけれども、心臓マッサージ、心肺蘇生法や電気ショック A E D の使い方、また何かのどに詰まらせたときに出す方法、異物除去といえますけれども、そういった方法ですとか、出血をしたときにどういった対処をしたほうがいいのかの止血法などの含まれた 3 時間の救命講習になります。この講習を受けられまして、修了書を発行いたします。

今現在、阿蘇消防で行っているのが、3 時間の普通救命講習と 8 時間の上級救命講習というのがございますけれども、その講習を受けられますと、今、こういったカード型になりますけれども、このカードを修了書として発行いたします。

このカリキュラムの研修をすべて終えられましたら、研修修了履修証明を取得されます。この3つがそろいまして、日本防災士機構が実施する防災士資格試験に合格していただきまして、申請を行うこととなっております。

北里議員の御質問にございました防災士を養成するために日本防災士機構が認証した研修機関として登録していただく必要がございますので、事務組合として可能であるか、日本防災士機構に問合せを行いました。現時点では、各自治体の事業参加の拡充を最重点の運動目標にしておりますので、個人、団体等からの新規事業への参加申請を、現在は受理しておりません。よりまして、防災士養成研修機関に登録することはいたしかねますので、御容赦くださいという回答がございました。

消防本部としましては、令和4年8月に阿蘇市で開催されました、先ほど管理者のほうからもございました火の国ぼうさい塾では、阿蘇市長から中部消防署長へ御依頼がございましたので、65名の受講生に対しまして、7名の職員を派遣し、救命講習を行った実績がございます。

今後につきましては、北里議員の御質問にもありましたとおり、地域内での防災に対する意識向上は大変重要であり、防災士を広く普及することが防災・減災の一つにつながると思います。防災士養成に関する講習カリキュラムを企画された自治体様と緊密に連携を図り、救急救命講習や消火器の取扱い、消火訓練等を積極的にバックアップを行いたいと考えております。

以上になります。

○議員

ありがとうございました。

今、御回答をいただきまして、現時点では、そういうものを広域行政組合としては受けられないということでございますので、こういった資格を、やはり消防関係のみならず、地域の住民の方たちが取得することが、防災意識の向上につながるのではないかなと思っております。

県の火の国ぼうさい塾、こういったことも、持ち回りでございますので、なかなか郡内からの参加人数も制限されてまいります。こういったことを、やはり阿蘇郡市7市町村でできれば50人から100人ぐらいは集まってくるのではなかろうかと思っております。

それと、地域住民の、今消防団とは別に地域防災組織というのがあります。私の町でも33の地域防災組織があります。こういったことを郡市ですれば、相当な数があるのではなかろうかと思っております。こういった方たちのリーダーといいますか、防災時のリーダー格の方たちに、こういった資格を取得していただいて、非常時の際にはその方たちがリーダーシップをとってやっていただければ、非常に防災というか、災害が軽減されていくのではなかろうかと思っております。

それと、先ほどもあったように、防災士の資格が消防団の分団長以上で20年以上たった方については、申請だけで資格を得られるということでもございました。こういった資格を得られた方たちも、新しい防災意識とか研修を行うことによって、新しい知識や情報を得て、地域に持って帰って、地域の防災リーダーとしてやっていただくというような研修会等も必要ではなかろうかと思っております。

熊本市も 100 名程度の育成講座等を毎年やっておられると思います。こういったことは、ぜひとも地区の防災において努力していただいて、今郡市の管理者・副管理者会議等で、ぜひともこういうことを取り上げていただいて、一つでも前に進んでいただければと思っております。多分すぐにどうのこうのできるようなものではないかなと思っておりますけれども、ぜひとも、こういったことに取り組んでいただければと思っております。

それと、最後になりますが、この防災に関しては、内閣府が休眠預金防災災害支援事業の内閣府の助成等の制度がありますので、こういったものも活用されて、どこが受皿になるのかはよくわかりませんが、阿蘇市の防災連絡協議会が受皿になるのか、広域行政でできないということであれば、そういったところに受皿として進めていただければと思ひまして、私の質問は終わります。

多分、回答というのはすぐにはできないと思いますけれども、ぜひとも今後の取組においてやっていただければと思いますので、これにて質問を終わります。

ありがとうございました。